重鐫

日本紀

冬

日本巖時記巻之六

冬

[illegible]

素問に曰く冬三月これを閉蔵と謂ふ水冰り地坼る湯泄授の事なかれつゝしみて起るべし必ず暖を待つ志をして私をして匿すことなかれ[illegible]

溫にして寒暑を避す事なかれ[illegible]

四変に順ずるなれば[illegible]

[illegible]の道なり[illegible]賢を傷ふ[illegible]

とかくなまりのものの
千金方にいとく効ある瘀血団血気伏梁有る人
に又労伏ある湯薬と煎酒すべしすす
月令廣義にいとく効ある瘀血ありて
事只の腫物なりしてすべし大こ摩されなるのすす
球疫瘡瘍癤瘡とうきす
妻吉氏農書にいとく効ある伏兎ありて腫物の八別
風発よ久しくやめされば血と接す
金匱要略にいとく効ある狐尾と伸く効せず二分腫物
又雷丸七義にいとく効ある狐尾と同じ大こ

腫物の腫毒ありて目とたり気と叫くこうの稀毒
とあせを病るの冷粕鉄石号と枕とするのかう主
人をして眼腫うしむ
月令廣義にいとく効ある月つの天を門と出りて毒酒
と作く家邦と毎せぐべし或毒量をあつむと又
ずるの腫といむ腫生るにいとく効ある月ゴ気毒
多し晨元腹つ一てこれと和るのかうれむう
且粛然衛馬物とやものの三人霧と坐して晨と
りあるの一人を病し一人を逝す一人を
死とあるの死すものを後あり病せ死

已上食べ過ぎたるものは悪しけれども海藻とのり
もとのり二ツ又俗民おれ蓼と大小豆きざみ花
つくづくと出るを麻油とまぜ米に食べば能く
毒を去る七蔵よりいそく大豆れ中改良ゆく歩び一晩て別
漿湯といふ浸清なるれ（この漿湯ゆくたひ或大豆ハ指ふれ熱ゆるゆるはし）
ひとし湯湯ふくたひ
やはらかくなるまで
又生姜を乾かして煎ずる漿
湯漿食と食べ方ぶ
金匱要略にいそく冬瓜れ牡蠣法食茱萸ハ腎と食べ
妻妾叢書ふいそく冬瓜二月臘味れ食物とぶ
食物と婦人の乳と書べ

中草にいそく冬瓜多く蔓とくくい人をして病
ぶ
ぶ
月令廣義にいそく冬瓜と食べ漿性れ物をまハ
ぶと治ぶ
冬瓜果乃繊すして古廣人ぶ
事とぶ
冬月用法之法如俗完字盧墻垣之類法為家計
呂氏曰況成今果之
呂氏一歳之事完終刈復慮甚也
絶又慮其果之始成而妃嬪
而寡之道而聖人體之以贊化育民妃終刈物之意也又

富ゆる法師と呼く古人と友とする人も狂ひ法師
といふくちうと勵まし人を惜く拙なく行こと
人乃精神をあらはすてたうとう法師ぶくはと笑ま
ぶるよう給しき河なれい慢意をへうう決著遇ここ
給と用く書仏強へしといひそい年代給とと号を八き通
國法ようこ時務農而一時講武とたうこれい書を耕し又ハ
耘秋ハ收ろ家者人法たすたる冬をいと風あるゆへあ
いたうへを云と君ようを富女一のハ世間といく農人ようを
を武道と中一とやう又遊乃行ようこ農ようを法曜威
中原こ給ようを世事とと

十月　夢と云ふと云中と小雪と云○十月の異名亥子湯月
良月　律と雀隠と云○十月乃和名と神無月と云ふ天下
乃万ろくの神出雲ヘ国ようゆくこと国ようの神ようゆくこと
し月といふと略せろ奥成ようまろせり国神家要抜ようを書
ようを神事月ようを神事月と云又神月ともいふ神無月ようの神無
神ようり法神ようれようのやうり法ようり又ようこと今書必
乃人ようをなれハかし西ようて神事月と称するようしいうことにの
月天十乃法神出雲ヘあつまり法ようの神書ようを知て之我いかしさ
法と云ふけふその祀方れたるようこ十月ようの法神崩御乃月なれい神
くるれといふくきうやスト神社ヘ十月ようの法神と八保時期要といふとありされこと考又製法方ようし
神月といふ法神崩御乃月のくとうりて月社名ようを考ふ人ようや考作曰此
ようを神事月と出ハ法乃月なるこ湯ようを月と云ふこまり湯とかこと
例すハ鬼ようを法ヘ神ようを湯の霊ようり鬼神と和作ようを祀乃
ようを例ハ法ようを霊地ようを祀ようと例ハ鬼ようり織と世ヘと例し
霊荒と云ふて湯ハかこなり神ようり式ようこと
ようを湯とさして出り神ようを月と湯方ようを月なれいなり聖人ようを
これと湯乃とのこまひしハ法乃月と出ようを湯いまし出て絶ようの
事と考めさんりたるようこ○武人よういたく十月の御和朝ようくこれと
上意と云ふ人ようを月と上意月と給ようを月と考ハ俗ようをようり也

朔日　りんとうとて是今日燈燈奢して民間ほどこす
酒のこゝとと食したのしむ事　ふるとうや冬の初なれば
ひるゝ〳〵めぐまれと湯をそゝとあん今を此日初て燈と
ぶらく人ひり燈燈ノをこゝとこれうつや
呂氏春秋孟冬紀曰　孟冬月朔沃酒乃飲羹肉化
燈火　周生烈宿徳之燈燈　荊楚歳時記曰十月朔有月
進燈燈　庾氏問答置酒作燒爐會
○古例之ものこうひ今日考妣先祖乃墓所と称す〳〵元
又母先祖の墓と称と法ふ〳〵ものと交〳〵たとえて
方とひり　あるものとひり　地ゝ〳〵孫ゝ

二月なるべしりろうの日法之二月と也ふ称ふ
合掌　天公三月祭ふり　百日　おりむとの弘法のゆれぶむとりの時　伏法乃事
なる也　又合掌ふ法ふ
拾遺記曰　百日孫墳　幼十月一日祭之感恩　感也　食別
又況常　祭之　饗食別　祭之曰　食五十月
朔日展墓　可　初生　初死　家　祭事　曰　祭祀
十月一日墓ふ　夢　報曰十月朔都城士庶有城
賚墳　楚乃　車馬　朝清　如　食節　○南粤志十月一日
風俗　紀　編　武作　京俗　紀先祖　蓋告　墓

初代実日位と号して今事はりやけつを上代実
の日用為寮より出ぬ所なとまはあさくれ野つそき
うめの内の所なとまはあさくれ野つそき餅の名なり表きなりへの字根源部
位記要略なとに入うり
百事ことごとく
反勝之　又実の乃位七種の粉と合く他の七種の粉とを
大豆小豆大角豆胡麻栗稗粟なりと書の中暦の乃実
うり所所事とかうけ八日民部ようけうまて位と
寮てらる所の事いつ乃ぬよりたてまつるとをたこと
延喜式の中にはいの位をしるしてこれより所安
四年法師なくく大和記を師為ちし勅えとまいて
しるをを　中朝のはつりとをたりかすうの和書

幸記とのをうりもの所をの歌抜合事抜ぬいの位をへ国
りはめくれこれをおりもおりてをりしを国史す
位の時代年記のすてををとのはくるををりしをこ
とをれば月乃事をりとをるを夜りとをるをとをを
十月いこれ月をりてこれ乃用ををくるりいまと一年の
月れ数をうを時すれ十をうをて多くをくをはをを
まをくいををを抜をれはけをくこれ事をこをををを
位をりをうをはをを記ををくをつをへをりやをうりのを
しとををををりをのれをも記他天皇の御をうをを天代の位
ををりををを日本紀ををれをを又撮壓陵事ををりを

書と見侍りし事ハ天皇二年三年十月廿日ハ[illegible]
[illegible]ぬ事[illegible]これ又あり[illegible]
まいく國史をもとめ[illegible]
[illegible]乃書たる人し源氏物語よりはこハいつくまいて[illegible]人
と[illegible]ハ書の日記の[illegible]
病すること月令廣義に立春書と引くとあく十月廿
日解とあ[illegible]て病なりしむ又[illegible]
花[illegible]かくあるを[illegible]
[illegible]たゝ[illegible]
かれとうしやと婦人如なのたれよりまりし

十五日 下元乃節と号ぶ源平月十五日と上元と[illegible]七月
十五日を中元と[illegible]十月十五日を下元と[illegible]
と号ぶ乃歌乃歌[illegible]

晦日 沐浴

[illegible]月[illegible]
令廣義にいとく國俗[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八月紅柿と取て皮を削りつゝ如さこの葉を糸と
むすびて日を照し或皮をとらず丸のまゝ糸を包て
幾日もむすび梨子と投入て梨子と柿の法梨子と
数顆茎をのこし一顆ごとに一顆ごとに茎のこしたる
酒壺にいれこの壺口を厳重に久しく据置の間毎日
日々度毎に底へ沈たる梨子を取出し其
茎に充たる蕪菁に挿し紙に包て据置のち取出
て表深くこそげ中の核を抜と雖も柿橘を
又ひとくすべしと雖も花実を人元より又梨子
と添て如れば久しくして抜又拾遺抜又拾遺志みの
梨子と收こゝの蕪菁とをくづして梨子の付合をも
うにとれば年と絶く抜置ことを見てより
八月乃末蕪菁の中空しなりと雖て十一月
よりてれば中空してなり

○蘿蔔醃乃法　蕪菁　千本　細粉　一石　麹　二斗　塩　二斗　紫

先大根を洗ふ日日又なり後細粉と塩麹とを以
合せ揉乃底へ走き蕪菁とをくべきとて又粉塩麹
とを以つゝへて重をかけ久しく漬
○又法　大なる蕪菁千本に塩二斗入桶とをけ重て
たれる時用の元より塩多きれいあり又ぬかし

たてまつる人へうらん

○又法　苦蕎とうく法ひこりのとり　毎枝蓆と極ひ
葉不ゆあるとかく後さつとあくひ水ぎたなく河に漬る
苦蕎一てんかくぐ塩と苦蕎かこのうれくさあり　そと一文
麹とふりかけ法にくに漬物　とりけ主へ又たはく
法きくこ後ま河乃糟ま米粉塩とつきませたの大根と
みにくく法ひ物ちの河漬ち花よし
四月ま竈を修猶すへし
七月梅ゆの熟熟四ゆ
漬ゆくまま仕葉ゆい法にのうと用のあま山梅ゆと云

又月金慶義ゆくく十月ま梅ゆ乃熟ゆとあうひ物
物しまま三月ま新くうねうねうして戻たとく
ひ茶とうのうくくし次年梅し義ま心ま
けて茶と結ぐとゆ月ま三月ま本ひとよし
京絵畫張ゆくく十月菜蕾のうれ物と一尺ようう
ゆきう日法くま物とおくて一ゆま多くうつま
五月ゆうて根ま水通林下のまこの地
けてまけうちうのまへ法ま三ようまま蕪年弟
物ゆうへてま物しまあま七月用てまま
みたちの五月ま三月ま紙にて家ゆとぬまと

ふ月申ノ日ハ楓樹なと紅葉多しとて盛りの時分
年ごとに平よりて遊楽なり義候とうきれて
十一月上旬ハ紅葉ハ盛りなれ共元紅葉ハ色ハ
花ハ色ハ下ばかりなれ共ハ風雨ハ無ハ無
一般ハ紅葉ハ色ハ下ばかりなれ共ハ一面ハ今ハ
盛ハ紅葉ハ色ハ盛ハ紅葉ハ色ハ
盛ハ紅葉ハ色ハ盛ハ紅葉ハ色ハ
ふ月半とうくいたし盛ハ紅葉ハ色ハ
ふ月半とうくいたし盛ハ紅葉ハ色ハ
くくい血腥とやはり雖とくくい薄味多し雖

うくれいたし熟菜とくくい面ハ多と共ハ
くくい薄とうくいたし盛ハ紅葉ハ色ハ
雖と食ハ多く

十一月

[illegible]と云中と冬と云と云〇十一月に[illegible]
[illegible]律と云〇十一月の和名を[illegible]
[illegible]

朝日 [illegible]代[illegible]の月[illegible]
[illegible]月元日より天[illegible]
[illegible]

[illegible]十一月乃中[illegible]
陽氣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

易曰霜至地中復光至[illegible]日閉關高旅[illegible]
[illegible]虎通曰此日陽氣微弱[illegible]
[illegible]
[illegible]
曰一陽初復陽氣[illegible]
○今日[illegible]

へ〜又先祖考妣乃墓所を尋し墓所をとり処の形
果てをとをへ〜

○冬至乃日港遠近大小瘟疫とあく流行書祝祭
右之人々ゝ通と撰こハ本とゝ大ととゝ

杜子美ゝ冬至乃詩

天時人事日相催冬至陽生春又来刺繡五紋添弱
線吹葭六琯動飛灰岸容治臘將斜柳弱雪銷文
歌敬梅蕊遍万殊鄉國矣歡兒且爲堂中杯

○冬至の後十日彦事と長〜しと長日の人々ゝ
ひ〜い人乃氣と物〜ひろ先かてくいこぢて治とへ

いく〜本表裏氏根幸とすへし裏同り云々不義結
表兄疫疫ずゝ冬至乃前後十日時義ずゝ人々

十五日　亥子の年也〜日ゝ　崖鑑考々云孟子周報王二十六年正月十五日辛巳即今十一月十五日

臘月　沐浴

等ゝ国乃農民ゝ月乃初丑の日四神と名りとて酒食
とゝ多へゝの服とゝ男女ゝ集りて飲裏し人々
ゝ〜の事ゝ有り色々の出ゝ有りゝ〜ゝ〜ゝ
賤乃男婦の如き所ゝ国氏神ゝ参ひ氏神
と多ゝ〜ゝ事ゝ参ゝ拝りゝ素麺とつくて
如ゝ耕作ゝ多と嘉ゝ〜ゝ氏神農氏ゝ生ゝ会ゝ

而八回祭を祭農民をつかさどる人〻これハ祭農ハ人〻牛
首こゝの八五月日ハ祭るゆゑ五月ハ五月ハ五月ハ農事終る頃なれハ
なく〻ハ五月ハ五月ハ五月ハ農事終る頃なれハ
賤法と祭を祭をなすべし（社民四典伊者の代姫宮熱田之祭也之祭也之祭也田之祭也之祭也曰）
芝賣祭祭農初五月ハ五月ハ五月ハ

上ゝ孫ゝの拵蒸と去さてるとよりて橘と付合さうやうに色
時らよ捌と水かの〳〵て大抵こくこくしてよ水を風呂れ蒸
ひたとして一夜おけば時々あしと能ゆ六しものとこくく
猶さんくとうしとしばしばそれいに月の比まて蒸す橘
よく熟しくさる時いれいそへくしまてしたかのこと
さら酒更しし正二月まてい荒の蒸味なれとも后尺
ゆ蒸くく味うし蒸捌のとトの月をそれいに上れ柳下
て海り自合くくさりやとしく出さ蒸と去けい漬蒸
とさしてるくやあり柳抽合橘と水ゝ出かし柳を
蒸橘より拵くしく橘と水ゝ酒蒸

ゝ水ゝうし又米よりくくへり次又拵蒸お藏志ゝい合
橘と水ゝうよ蒸出れ中ゝよ入蒸出ゝて搾せれ柳を
水ゝいやゝ拵よ入能ゝうる漬酒をいくく出ひてよりゝ
又抽餅ゝ合橘へし蒸を裝し時へし

○抽餅ゝ代蒸法　抽のそれ方とおくくりのこゝ
こと去　ひろくロとあれいおしひろ
それいおしくくゝ自さくくりゝ　ゝさを意のくく法ひきて
好まれ蒸と能ゝうて拵蒸とうゝ程ゝうの合也胡麻胡椒
種実ゝあと入くくこそよまゝ也合也蒸ゝうら米ゝ平拵と柳
まゝしをいのうゝてゝうひ赤蒸三分一ゝくくゝすの合
て尤ゝうし　或ゝ蒸ゝとこのまゝ拵蒸と
去て胡椒生薑等と加へし大抵ゝそゝと抽代用ゝ合程

八月鶏冠花くむし 鶏冠花ハ花の形鶏冠に似たり 花さし
かたちのよろしく 方賢よく 重陽のとりけ花 重陽ハ
節句なり 重陽ハ九月九日なり 重陽ハ陽の重なる日なり
ゆゑに重陽と云 元稹詩 菊花酒を加へ入 作之
○金橘煎しの法 金橘の大なるを取 蜜油にて煎め
ていとさよあけ三日ばかりして 蜜を入 ほとゝ
ぎす 風ひかさるやうに 收置べし
○大柑煎の法 くるかんを 油にて煎 蜜を入
ぎり法 ほとゝぎす 蜜を入 封置べし

○梅煎しの法 梅よ 水にて元とあり 初 油にて煎
しめ 日にかして 貯置べし
八月 蕎麦を多くたくわへて 蕎麦の用に備へ 蜜と
一二寸のこして 蕎麦方と切て 茹 屋中に 紙蓋
式 蕎麦ハ 土用 ほうこう 蕎麦 かゝらぬやう
とゝとゝ ゆく 蕎麦 云 蕎麦 ゆく
と 蕎麦 蕎麦 ゆく
又八月 粉 蕎麦 根 多くかして 貯置
ぬ 蕎麦 蕎麦 蕎麦 初 蕎麦
八月の 八日 蕎麦 收 蕎麦

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仲冬之月采[illegible]蘿蔔

月令[illegible]

必[illegible]多[illegible]欲[illegible]

[illegible]

月令廣義[illegible]

益天地乃氣閉塞[illegible]

[illegible]

[illegible]

十一月の六候半一路旦石崎牙二尾根交叉三嘉
抜出右大雪九二候なり半四拙別稿巻五集
角解半六水泉動九月令廣義
冬至屋三十七刻三十分夜六十二刻二十分なり
芸程反剋

十二月 節と小寒と云中と大寒と云の十二月の異名 素色 歳月 歳月 歳月
ひと仏名と称するひあるひ 二月乃初と云ふ 二月
月令 月令 月令 月令 月令 月令 月令 月令 月令 月令

八日もろこしまて臘八といふ今日竈とのをつくり竈神とかす
へし一説に紀ノ十二月八日結ノ脉ノ竈神と祭り菓
子を竈とさつくるなとつくりの風俗なり
掬水月令風俗通に顓頊氏子有り黎と云ふ
祝融となり紀ていはく竈神とすとかりこれハ祝融と竈神
こしらへハ祝融と竈神とすなり又書事記ノ
無量寿経無量壽佛ハ今乃八ハ九ある竈
神なりとあるこれをもちて 國の竈神と
○今日水と酒と壺まるに入ル年王ノ救人方ノ
臘日辛水来年治一切の疾病裏飲食臘八日水

龍神なりとあり
十五日釈迦佛涅槃ノ日なり破邪論ノ説ノ周穆王五十二
年二月十五日佛涅槃すとあり周代ノ六十二月ノ比
菜花とすなり唐ノ二月八今代十二月なり唐に今世二月
十五日とし つく佛滅日とす俗ノ説なり
○上旬ノ中旬ノ中臘月ノ節ノ麦と麦と麦
蹴ハ一説ハ正月ノ用とし麦ノ麦と麦
こしらへ臘日に来と春ノ蹴ノ事なり
范成大田園楽府序四余居石湖往来四望得果蓏之
千変採菱菱角蔬二時歳月土苴一冬春秋臘日

書状来る一家計多震拝白鳳中畢事。花之土

瓦金平絶年不詳名多春米 出羽事 又乾飯

○十五日北浜屋平内煙塵と掃へし煙塵と掃に

世人多く知日とそして恒例とす然とも或風名氏紙の

ふ八幡宮の日乃浜風名氏紙の日と同

風書の藻志を引て藻月廿四日毎歩掃塵也

あ之八幡宮藻の志を引て藻月廿四日毎歩掃塵也

二十日 北日浜八幡宮と書れ 有 中日と損等 幽

みく西く。おちいて又縫縫みく藻と藻いと鬱帽子と長

せきぶろといひて長くの狩猟とうしひ舞ひ

くるのあり世にいふ茅舎いとつくるもし

郡鄙共に事なり

○下旬北円釈成る絵書と笑す又三月

下北鎌宮勇猛孫猪宮風吾氏者中と狩して煙

抜と蹴つくし或釈る舞く風西人師傅と加之

人釈分及毒人乃病と癒せし醫師なしとも

浜くあつ、抽とくし疫病なるくるくるくるくる

を縛くせんとうぐひて決しかくいふ

はくし鄙吾なるくるくる鄙吾かれい仲義作れ

すくし偏とあつくし風病をめぐしまるす財と

とゝ[illegible]てうりにたくさんてうりて[illegible]

[illegible]

風土記曰。呉蜀風俗歳晩相與餽餉之餽菜又藉[illegible]

餽菜諺曰。大功既已將畢事[illegible]お依ゐ歌[illegible]

假拘不論貧山川沒[illegible]

[illegible]雙[illegible]家人事[illegible]

[illegible]微[illegible]出春磨官居妓人出里巷佳節[illegible]

風猶唱年人和。これとへくゝ見れハ中[illegible]

拘と親戚に書て送ろうとゝ[illegible]

○又下旬は内年こゝろとして父母兄弟親戚と宴する事

ゆりこれ一ゝ[illegible]乃月事[illegible]

[illegible]

[illegible]

博桑歳時記巻七

○此月下の午の日に今年とれたる鶏を用ひ一年の間家に祭りそなへその灰を家に入れくよりよく出さず

二十六七日　此時鶏と称すべし　此日より新たに蔵の内の肉を別に鍋を他り今日の年取の肉のことを蔵へし腐水にて鍋と称す是は味美にして久く蔵へ出性和方なり新米初一の事なり多く歴さる堅殺なり加つく蔵へ次他大家共肉を蔵しをその翌日より水を清き八幡に祭りなり元鍋と称すよりおのくを泥氣

ありの蔵へ米とあるのかうさと酒氣何も出ハ忘れ申し　たゝひ初一こひ酒よりこれ酒に変て終れるに用ひ久しくなりて酒氣なくなるとそのひそ蔵と用れハ鍋ゆるく蔵へ蔵れハ有くれて用にたゝす必つ〻しまして酒よりこれ酒を用へ酸酒のく稼米と蔵さるる事書にもしるし酒も出るかくなるく鍋共酒と名へきこハ祭りハ祭りに此こゝと祭りなくこれ有り有り

二十八日　屠蘇と合ひへし

○鬱林集要屠蘇の方　大黄　山椒　桔梗　附桂　防風

各五匁 烏頭 白朮 藜蘆 各一匁 右八味粉之練蜜丸
如梧子大 毎日朝井水ニ服 元旦ニ服 初
疊ニ酒ニ浸し 如熱 ニ乾 ニ井水ニ服 ニ元ニ服す 毎日ニ服 年ニ瘧疾と
百疫 藜蘆ニ少 赤朮乃事 有り日 ニ用ヒ
但 ニ行り 年ニ 有り 有り
○又方 本草ニ細目 ハ陰 絶之 小 赤朮方ニ 藜蘆方也
元 欲 然之 瘧 瘧 一切 不 蹴 之 氣
防風 一両 藜蘆 五匁 蜀椒 桔梗 大棗 各五匁 烏頭 二匁五分
赤小豆 十四粒 一ニ角乃 絳囊 ニこれと乃ちこれを右
地 赤朮ハ藜蘆 有り 有り ハ肉桂の皮乃つく
ちくちくちくと肉桂の皮とちくちくを用ひ
○又方 今度 大黄 二匁 桔梗 玄蘆 川椒 玄皮 各五匁 白朮

孩 各一匁 烏頭 炮去皮 厚朴 呉茱萸 二匁 防風 一両
○本朝 屠蘇方 白朮 桔梗 山椒 防風 桂心 各一匁
大黄 二匁半
○白散方 白朮 桔梗 細辛 各一匁
○渡嶋散方 麻黄 一匁 山椒 細辛 防風 桔梗 蠶
白朮 肉桂 各五匁 已上三方典藥頭亀安信濃方也
○正月元日 縄と飾り海老 用ひ 雲法元日 修下ニ詳 有り
晦日 又ハ 沐浴 晩食 信濃 年 ニ際 と 用ひ
晩食 後 土 ニ ニ ニ 粟 ニ 酒 ニ 酒 ニ
毛 親 藏 乃 家 ニ 強 ニ 賀 ニ 庭 人 ハ 不 自 親 藏 乃 家 ニ

[illegible]

○屋舎一区宅地を卜して[illegible]

[illegible]

○今夜と除夜[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○今夜い床張[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

花ぶしゝ人〳〵と月令廣義の人えり

○今年中一家の男女ものすると雨氏菓と今年中疫

熱ハ疫氣と雨と四時異事あれ人えり又今年蚕

本と多く熱ハ疫蚕と雨と蚕生稼ふえ多り

○伊勢の浦〻ハ青海苔を[illegible]

[illegible]

と疫豆とうして雨鬼と名ぐる世疫問答り

ちゝひ雨鬼ハ疫病ちゝ流行ハ

海湯寮さいとんとうて上ハ下ハ雨を世ハ日

ありく世ハ人しきを雨と[illegible]

かことをもつて内表代ハ[illegible]

上人をゝ市殿のうゝよ立く地ハ引蓬ハ矢ハく

いゝ〳〵ゝ立ゝとうゝ立ゝうゝ立ゝ鬼とゝ

らゝるゝくゝまれるゝやゝと見てゝ

[illegible]

奥伊勢の香師[illegible]の立ゝ方より[illegible]

[illegible]

[illegible]

いつく鬼氏眼とうちてすし 埃表抑ゝ志新
[illegible]の毛石[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]氏毛地とのゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ
儀ゝ疲ゝとおいたゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

鬼ノ人とくらんことをおもとまなく御ちかくし坂
裏物に口人えゆれこれ又高徳の祝ふ也八仏菓
をうらんとすくこれ主作自況よりおもしろかりて
ゆれハ上ちの法をいえ[illegible]しる法
ちしの書の桃符畫籍蓋祈帳戸をすくゆうこれ
の鬼と書なくさいをのよすこ人ゆれハその教ちくし
C屠蘇と今日より井の水に浸し一年ちくし
酒肴商ノ酒取ノ法ノ
一杯家酒を百跡望着新年上製詩呂恐梅花
明日老松餅お冠を

又百歳ノ法ノ
旅仮を鹿猪ノ眠宮ん何事物語ル郷今日
思千里秋愛明朝又一年

又方秋歌ノ
夏与梅紀把一杯。碑帖字筆春手仮史仮毛
ゆ年事。百歳を者一倍開

又王狸ノ
今家と雪を明年四日俳。を沼一杯去春を五
夏来。気色六中沼。宿就晩意俳。風老人ゑ巳
黒後園梅

古今集に素性法師

[illegible]

後撰集に平兼盛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又　[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

書よ大藤乃時代に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
こうりかに事[illegible]
と夢世に一日代[illegible]
[illegible]
乃事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

蝶の飛ぶ様よく多し部おもとろ蝶多し

これとふ婦人女子のたはむるまして丈夫のすべき事にあらずとて凡世俗より尼そて男女とのゝ年数よりとゝ法寛ゆるしなくなるまでしむ

年にあり比年にあらとひ人あるひは祈願のため

ゆえてこれ寛とまぬる人事とすむ俗巫乃

とゝがくこれと章として民乃妹をつむこと

事こゝ俗ゝこれとゝ比事一形義八書て見侯

日本の明紀ゆをたるくゝ思ひむしてこれ海法ゆ

アリ　ゝ　ゝ　俗間絶ゝ大長元年安永嘉事ゝ

大長元年ゝ六七年ゝ七年ゝ九歳と加え六十一年ゝ

まくとゝ七歳十六年ゝ二十四歳二十四年ゝ

三年ゝ十二年ゝ六年ゝ一歳なり九年と加ゝ九

老湯代数なり湯極れいるゝ寛ゝ

俗ゝ月ゝ五ゝ五ゝ五ゝ年嘉事とゝ

事ゝ四ゝ八俗の年ゝ事とせゝ

数ゝ俗ゝ俗ゝ尼年の事ゝ

俗ゝ八俗ゝ五ゝ

事とゝ面とゝ

ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

或人ひとりに拙ぶる世をしらんとつとめ
乃ち幽獨をうれふ天命を思ひ何ぞ一のまさに
とまぬる事ありやこれ危年ととなるすなはち
ものうしなひ人うしなひ行ん人へ是ものうし
ところこれをもむ乃後世ここの成れ日と臘日と号し
ひは邪とまつり又古代聖賢民を功ある人とまつれ
より一潮蕎麦よりそうり又亜船宝典ふ臘八生
祝とまつり蟹を百邪とまつる同日にして長寿となり
ゆを大きこと三十日乃ち今世俗よりきの年ごに修すひ
ものよ食拍茶拍茶拍なると紫すまいあれ性ものを久しく

たくひ人へ接世及此時紫すり拍ものを記す
○鮭薑と紫ものを法　母薑と宝代年のあれ一七日
ゆ日又日浸して取あけ皮と去日よ平炒へ
○茶とらへ炒べしを法　ふ此ものくりたる
年久しき蕎麦と高らい細刀して皮と去切へぶ
て米粉と米ひとひけ高よつぬき清熟すと云
○糖米と穀米と薄米よりを法　一日ゆ清し
一日い拍すゆひとりすを七次許久しく清世い米氣
ぬまくあり糖米い粉して蒸糖ち粉米の粉
ら粥として病人よ用れ八泄新ととでゆ勝胃と益

てん脂よりづまる法　教米と多く腐水をかへる日
○教米と粳米よりもろ法
後し蒸籠にうつし曝乾ちつく瓶に入貯置し用
る時雙湯に漬置い遠くに鉢ちつて粥脂に
加塞蓋をかりちり強く紙の内時布に包てこれと沸湯に
投すべし白くに紙とかりる乾用時布に清水に浸
○糯米粳米と乾飯に法　上白粳米と糯米の内
に腐用の水に浸し毎日水と共に二三日過て石
臼にとりて搗ひて粉米と磨し水とともに入てもめ
いくとして濃とい薄ひ石臼にて磨してみとます

あらに桶に入れと那之一枚置て清水と去りて
毎日水と換て水花とるすこと日とる過て後綿布
の袋に入て粉と入こしてあと去粉とたきてよく
水ととし出す仕方多く繁ふ入へしすべ入れ
ふ去て　又袋をつるしつくつくしてあ
去て袋ちりおしもとくとして用る内紙きて
時又こゆりにまりて清水にまりよく粉とて壷
ふ入ふたをして氣の漏ぬるく仕方一用る時ゆる
くこはく解して雙湯に投して後麦粉に浸て
食べ米麦湯汁にて尊て食べて又赤小豆に煮て

人ゝ[illegible]とうしく食し甚美なり性胃腑を
こゝめ脾胃と獨小素[illegible]けて再煮て用へし但寒
食氣滯あるゝ人ゝ[illegible]

○赤小豆と乾[illegible]　赤小豆と安[illegible]よ煮こゝ
[illegible]て去り法[illegible]て[illegible]
[illegible]入こして去り法[illegible]て[illegible]
年と経久して半用て[illegible]
[illegible]

○臘[illegible]ふゝく粥と煮て大[illegible]て二三[illegible]
[illegible]て法水
[illegible]又二三日[illegible]
去ゝ又臘[illegible]入[illegible]煮こ[illegible]入

[illegible]湯の中[illegible]
[illegible]雜
煮こ法[illegible]久[illegible]
豆粉と[illegible]用の[illegible]
と[illegible]塞[illegible]久[illegible]
を換へし二月[illegible]毎日[illegible]
米粉と去れい[illegible]

○臘[illegible]て米[illegible]と煮こ久[illegible]て[illegible]
米[illegible]大豆と煮こ[illegible]水去[illegible]入
[illegible]食の[illegible]
[illegible]法[illegible]
[illegible]

八減ずるなり　ひとつ　ひとつ　合せて　とけい
能に煮して　あり　を　煮　と　ながら　あて　めて
糸　白　くよく　煮　大　法　ふく　と　後　より　明朝
まて　ひて　て　同　粉　いの　ちう　やう　とけて　能し
如此　これ　糸　と　功　と　多く　不費　して　能熟へ
煮汁　不減　して　能　合く　味　美　なり　天　と　久し
くたさらく　煮　中　めん　とされ　大豆　氏　けぬ　を
てうすにする　糸　の　味　わし　素　大豆　とにする　白二両豆　と　一　を　う
二三年　粒　アヘ
煮れ　に　味　極　す
○　白米　粥　乃　製法　大豆　を　石　は　と　去　時　よ　浸　し

煮　し　て　上　白　乃　米　麹　を　石　五　升　武　石　入　極　三　年
合　く　よ　く　う　と　つ　き　桶　よ　は　め　至　三　年　日　を　経　て
用　の　味　極　く　甘　く　色　白　し
○　五　升　米　粥　と　製　する　法　大豆　一　升　麹　一　升　酒　糟　一　升
米　糠　一　升　塩　一　升　右　一　つ　よ　つ　き　合　す　る　な　り　ぬ　い　ひ　て
よ　し　米　粥　性　極　く　脆　か　に　つ　き　次　病　人　を　用　て　よ
色　同　す　く　と　煮　く　て　よ　し
○　ぬ　ら　そ　と　製　する　法　米　の　ぬ　ら　と　あ　て　ず　て　こ　ね
弱　み　て　能　し　て　煮　し　た　る　汁　ま　と　ま　て　こ　て　こ　て
重　湯　日　多　つ　き　て　る　汁　有　し　ぬ　ら　一　石　を　極　一　升　米

并醤油のりとと八日ほく能つきまぜ丸ける温氣
乃弱へうくとさるし病みくを絞てをはめてと
ちく至来年正月よりあれ又白こ入つきてもの
ぬくこ入重へ
○又法　ぬくとをくかくこと大きあれ学の間
に浸りかるるしうあ病てを絞にくも入重十
又日許とへてかうしかから問日より白ふくつきく
ふきえと塩こと入くと白ふくはき合せ丸ける病よ
てを絞ふくと思へとは重より塩いるあてよき
くんるしへ丸ける久しきとへて味変せ丸氣

奥ぶし良法あり藤中に氣滞ず食膚しこて
疱人に用へ
○厚皮と塩淹すす法　厚皮先毛とぬききて
膩と去洗すす毛接せ丸ける服こ塩と下い入
又はまを濡行ふく塩と多くこと入又かみ塩と
すく紙足とつくとてつよ紙合せさうきはうて
一夜とけい塩ゆきとうあり重後紙こつきとこと
苞こつきて法へ重へ張丸に塩淹法
○塩海鰌乃法　海鰌と能洗こうり塩と多くはき
桶よ入きしめの切さる問丸こく一重ふとをるるくと

合せ一服くすりして紙ぬりとうを重ね
又藁にて包て煮こうちまたはけ
こもに包縄ゆるくよくまきつけて一日ほど置
よくよく乾して焙れば紙ぬりする時つかふ十二重
へし武赤土を焙て煎じ
○魚を糊漬の法 魚をあぶらこい三度ほど焙る法也
一日一夜置 魚はあぶらこい三度ほど焙る法也
あらかじめ焙と法云紙とぬくるに氣とぬくひ糊に焙
かへよれひまんよ焙と用ゆ魚をあぶるの焙かれハ
あらに浸して焙と出すして魚をと糊に漬くのち

とりとかまを重へし物りとかうたるこの魚りをさ
りあるいハ縄或ハ竹ゆるなるにくまハしてよりすれ方ハ
ほそし風引たるく焙ハ物焙せされい魚をも焙せす
を物と二度用てをよう〜ぬ物を〜物ハ酒或
焙あると如へやうけるこよう
○雑鮓もれ焙引とるの法 大ふ初ふり骨を去酒に
浸さハ骨をやわらかなるよ法〜ぬきを平〜骨法
如むされ屋下ようつけ重てよう〜紙につくるこの
上をこもにつくこ重をよう〜酒に浸せハ梅或れ酒ひ出る
○鮓大根とるの法 中きれ初月蕎の比と割さり

根乃末を小縄乃毒の穴とあけ小縄を繋ぎ
風毒乾霍乱を治すこれ乃法日数如ようは五て大麻の
終りて元三年日を経てよさそう 五毒乾日を久て
毒はなくてぬ乾ぬべよようけく五下 ひくそ初
あつ初ちてけして風味嘉佳
○胡蘆薈乃つけ物と醤油へしまは服蘆薈の
大方りと為てを紙洗二三日日を初一失ぬこそを
つきを紙を為ちこそ清こそに浸漬てす一初
こそしつこれい赤蓼して強しく久しくあてます
年蓼を文こそつけてます

人乃生蓼をより毒中の中毒を為をく人ありて完と
絶すれい口吾とたらう浸りやう代人すい中毒と数片
に切りて緑豆乾ぬ代ぬ中毒えりつけ五を為して煎
湯を数公泡をれい毒を毒りつけしこけて捨を
う世浸毒星も又出れ一元中毒と泡をろう大蓼湯
乃絶をめくを中毒をもひえて浸乾けけ又蓼湯を
入へしめけせをれい毒をます
毒中の雪水と解毒へし雪水お鰹乃精英臓腑と毒と
投め毒を入をる事 なる中の地中にうをこと毒と
切ひ風毒乾不復をけす へし元藤雪水の地国毒大く

給一切の癈疾及瘧疫舞毒斜酒時疫と
治し目疾といやしくこれをいく酒と作り勝と他れた体
甘美にして久しく憑えとなして鱠肉と浸せば月を換
世及又又穀百果菜蔬乃種子と浸せば実多くして
蕎と生せず五月にいたりて蕎と生ず蕎て亡蕎の疫疫病
と治むと月令廣義にもかくこれ人いたく臘雪水すく宝
令麹とのりて美くして掛瓶をもれば不敗
臘月にもあらず春油と煉て進すれば佳味不入膏
菓に用て作効あり婦人の乳あれば繋いく乾りて
発生せず多く義く納果の用ものしく食業作り

これと用いく功他油と偽りて又臘月の夜腹とも
時て膏菓まるに合すしくしく月令廣義にもかくこれ
凡初鍬鍬敢まるとなづる十月より正月までの間にて
柳の枝と切て立春に凡おのに地に埋て根と生ず
此月忍冬花を納毒にしこれと五月五日にくく煎
てのめば癒癒と病す
冬月甚寒して寒気の若と春にくく効験て強死
或冬月あれば義にく海死とのり白服すくこと薬
微氣あるいは生にくく冷水と服して常へ代まて服

たの衣とこいてくこれとうこたくてあ米と物爽して袋
に入んとと髪すへし米ひゆまハ又他の袋よ物爽し
たの米と入く髪すへし或夫とたきる竈の下の灰
と用ひをう こうやうにして効驗よりあり用氣同く
陰玄薑湯温酒粥なくとたくて傷寒すへし
と温ずして失とんくあゞ風ハ冷氣と夫氣と多く
脈すす又雄黄梅酒等分と用て赤し眼赤に塗て
獨活湯を以てよく十二月甲あり地と食へしたのの
新たのり月令度義よりよく猪肉猪肝生椒と食すと
ちの毒ての煤ての果菜と食るのあり此と多食へし

物代新骨と食事かりれ事の芸養書にいとく繁と食
ちなるまと人と害す牛肉と食ちなれ地と戸
ちの蛸と食ちなるまと彼氣と拾す蝦乃類と食
事なれ是ハ歳よりよく成月のく草改と食へ
他月これと食ハ病と為す
損軒乃説よ雞蛋の中はこ多月の食物禁ぶ法
その多し毎ふ葉月葉物と食ハ葉病と為ス
ふ牧法湯茶の物ふと成りてこ 降よ茶物を
記すに記えり不を と古代方書にをいまこ記
さる不依茶中草にいまる載ざるものもれ多く考

作すべく決し候ものなれども今は書ものに雑書に張
はりをそなへ蔵て人の拝見を恐れ所置ハ
乃ち人に撰ばくこれとなく多くとるなり上の
十二月八日は一昨日小鄙牙二猪肉猪肉
少きに候ゆえ牙四鶏肉鶏肉乳牙五猫多屬疾牙六
水澤腹堅牙大多に候なり　右一年十二月より
年内に今及昌氏寄稿　七十二候なり二十二候の
作者多くなり

十二月晦日の別数少きに日少異反戦大きに与大
異反戦之月令廣義

日本歳時記巻之七終

附

都鄙祭事記

正月

元日　禁中御節会○二日　東西市場の松囃子○六日
花会井原流鞠始○七日　禁中御節会　紫宸殿
才天祭　芝橋川祭礼○八日　十日えびす祭七日御修法
○十日　西宮祭礼○十二日　南都八幡会○十四日　十七
日より伊勢山田御祭礼○十五日　賀茂爆竹　清涼殿
也一条殿　河内国平野御弾　紀州国根来松囃子○十六日
梅宮御祭礼　摂津国住吉　摂津国魔堂念仏
○十七日　俗人葬礼　嵯峨庵○十八日　禁中爆竹○十九日

八幡疫神社　廿五日と清水寺　○廿三日　東山寺　○
初宮　熱田　○

二月

朔日　七日と南都西京　○十日と二月堂行　○
弥年寺　○七日　十四日と南都新の絵　○九日　十六日と
少弥勒　○
十日　小山薬師寺　○十日
涅槃会　渋谷大師　○十六日　鎌倉
○廿日　清水寺　○廿二日　天王寺伶人来　○廿五日　
寺参　少弥　天神　○
初卯　大師参　○初午　稲荷　

清水　和泉国水分　○初午　春日参　○彼岸参

三月

三日　雛祭　仏参　初午　石山参　栗津参　土清
初午　○又日　一寺参　○六日　一寺
後参　今日より十四日と清水大師　○八日　泉涌寺　東山
長　○九日　小尾参　泉涌寺　東山　長谷の
安楽院　○十一日　吉祥会　武分花見　○十二日　今日より
日と天王寺　日蓮八宗の　今日より十四日と善光寺大師
武州角田川　大師仏　○十八日　梁塵参

○十九日　[illegible]　○廿日　東寺　仁和寺　弘法[illegible]
[illegible]　安祐　○中の午　午の日二度[illegible]時　初の午[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]

四月

朔日　江州荒麻寺　○二日三日　東都[illegible]の[illegible]　○四日
[illegible]寺　[illegible]田寺　○八日　灌仏　[illegible]　○
九日　[illegible]　○十四日　[illegible]の法事　○十六日三
井寺　[illegible]　○十七日　[illegible]　[illegible]
日[illegible]　[illegible]　尾州[illegible]　[illegible]
田[illegible]　○廿一日　[illegible]　○上卯　[illegible]　[illegible]

○上辰　八[illegible]　○上巳　[illegible]　江州[illegible]　同[illegible]
○初申　大[illegible]　[illegible]　○初酉　松尾寺　○初[illegible]
○中子　[illegible]田寺　○中卯　江州八[illegible]　○中辰　[illegible]
○中巳　[illegible]　○中午　[illegible]　江州[illegible]　○中
申　[illegible]　[illegible]　[illegible]　○中酉　[illegible]
[illegible]　松尾寺　[illegible]　[illegible]　○中
[illegible]　[illegible]

五月

朔日　[illegible]　[illegible]　江州[illegible]　○[illegible]
[illegible]　[illegible]　○七日　今[illegible]　○八日

[illegible]治来○十三日 備州家[illegible]来○十四日 今[illegible]来○廿
[illegible]来○廿三日 奴[illegible]来○廿八日 [illegible]
○晦日 祇園御[illegible]

六月

朔日 廿六日富士詣○二日 [illegible]の出掛 八日○又日
祇園会 今日より十[illegible]日迄祇園
御[illegible]○十四日 祇園会 尾州[illegible]来 [illegible]
[illegible]後[illegible]天[illegible]来○十六日尾州[illegible]来 江戸[illegible]
[illegible]祇園会 [illegible]○十六日
今日より[illegible]○十七日 [illegible]

[illegible]来 [illegible]来○十八日 祇園御輿入○十九日 [illegible]
[illegible]より○廿日[illegible]○廿一日 [illegible]
○廿二日 大坂[illegible]来○廿三日 [illegible]
[illegible]○廿四日 [illegible]
[illegible] 大坂天満祭 [illegible]来○晦日 [illegible]
[illegible] 但[illegible]祭 [illegible]

七月

朔日 [illegible]○六日 [illegible]○七日 [illegible]
壇[illegible] [illegible]
[illegible]入○八日 [illegible]○九日 [illegible]○十日 [illegible]

○十二日 十四日三度市 禁市 忙殺 ○十五日 八幡安居の終 三井寺 女祭 英雄祭鬼 今日より明日と云 ○十六日 ○十七日 十七日より明日迄通夜 ○十六日 ○十七日 寺内大の字 松茸 松茸料理の事 ○十八日 ○十九日 ○廿日 ○廿日 ○廿

大津宮修造事　五條天神祭　神田の天満祭　住吉祭　能登祭
○十一日　伊勢太神宮　嵯峨　吉田　伊勢御祓会　○十二日
左奏祭　○十三日　白川祭　○十五日　宗金祭　粟田口祭　江戸神田
祭　○十三年三度祭　江戸内天祭　芝神　小金原　○十六日　東
山長楽祭　五条祭　○十七日　持明院四季服装祭　○廿日　下鴨
宋安祭　多賀祭　竹田祭　建仁寺門内東西　盛長寺祭　稲荷
の祭　○廿二日　大阪住吉祭　浪祭　○廿三日　左奏祭　○廿四日　園城寺
本願祭　浄土寺祭　鹿苑祭　別当祭　○廿五日　天満流清水流
田辺祭　○廿六日　山祭　○廿七日　持明院祭　○廿八日　八幡
五部祭　○廿九日　巳年　関流宗祭　○毎月　廿　安居　○毎月　廿　法華講

十月

八日　妙心寺遠忌　十月　清水寺十夜　○六日　勧進
寺法宝会　○十日　僧刑会　泉涌寺　十三日　長谷寺　○十
三日　月蓮宗彼岸　○十四日　時雨講　玉流宗　玉泉宗　法華会　○十
五日　○十六日　法福寺　○十七日　内侍所御祭　廿日　江
戸浅草人夷祭　四條寺　大仏殿　○開帳　出雲大社祭

十一月

八日　ふいごの祭　鞴祭神の祭　○十二日　東地祭　○廿二日　一百八十五
廿六日　大師講　弘法大師　○廿七日　八日
毒日御祭　○晦日　六月祭　○初申　大文字　○開帳　法華祭

十二月

十五日 八幡安居祭 ○廿二日 大威寺一年分忌 十九日 廿三日

住吉山伽藍修理○晦日 紙業名ゆり付 老松つる天神祭

乃祭り ○節分 文保天祭 吉面祭

此外国々の大祭土俗ごとに多作りへ名れと出ることなり

拾記載洗此外名れハ呂中作ゆへ略ス

ゆゆるのこ

松郡桑津記録

皆貞享五季戊辰三月上澣 雒陽書肆日新堂壽梓

江戸芝神明前 岡田屋嘉七

同 浅草仲町一丁目 須原屋伊八

同 日本橋二丁目 山城屋佐兵衛

同 壹丁目 須原屋茂兵衛

京寺町丸太町下ル 勝村治右衛門

大坂心斎橋通壹丁目 秋田屋太右衛門

三都 發行 書肆